

<会員規約>

<本規約の適用範囲>

- 1) 本規約はパークホテル東京が運営する会員組織、『PARKS』に加入する会員様に対し提供する特典並びにその運営に関する規則を定めたものです。
- 2) 本会員特典は「パークホテル東京」の施設内でのご利用に限らせていただきます。

<カード発行と取扱>

- 1) PARKS カード（以下カードという）は、本規約を承諾していただいた方に発行致します。
- 2) カードのご利用は、原則として会員ご本人に限ります。
- 3) 特典はポイントカード持参時にのみ受けられるものとします。ホテルご利用時は必ずお持ちください。

<会員特典>

- 1) レギュラー特典・・・PARKS 会員カードいずれの種類も適用
レストランを含む特典など、内容は季節や月ごとに変更する可能性があります。
- 2) 選べる特典・・・PARKS・L-PARKS 会員限定
ご宿泊の泊数などに合わせてお客様にお選びいただける特典がございます。内容は季節や月ごとに変更する可能性があります。

<個人情報の取扱>

- 1) 会員の個人情報は本会員制度の目的にのみ利用されるものであり、その他の目的で利用することはございません。ただし、公的機関（警察、裁判所等）より要請のあった場合はこの限りではありません。
- 2) 当グループが主催、または協賛する催し、新規事業などその事業内容のお知らせを、郵便、電話、e-メール、その他の方法でご案内します。
- 3) 当グループが店舗運営改善、商品購買動向、商品開発、店舗出店などの調査目的の為に市場調査（アンケート）をご依頼し、お客様より収集いたします。なお、市場調査（アンケート）の結果については個人が特定できないように編集し、一般に公表することがあります。
- 4) 個人情報の開示、訂正、利用停止及び削除を求められた場合は、当該請求者が本人であることを確認後、適切に対応致します。
- 5) 当グループの各種会員カードならびに各種会員カードなどに記載されている情報には、お客様の個人情報が含まれております。お客様自身で厳重に管理して頂きますようお願い致します。

<お問合せ>

- 1) 当制度に関する内容など、個人情報以外に関して、下記までお問合せください。連絡先は、店舗からの送付物ご入会申込書の控え・当グループホームページ <http://www.parkhotel.tokyo.com> 等をご確認ください。
- 2) 個人情報及び当グループのプライバシーポリシーの内容などについてのお問合せは、下記までお願い致します。「会員制度に関して」と、フロント宛てへお電話ください。
パークホテル東京 03-6252-1111（代表）／ Email: parks@parkhotel.tokyo.com
お問合せは、24 時間随時承ります。

<カードの再発行・紛失・破損>

- 1) ポイントカードが紛失、盗難等にあった場合は速やかにご連絡ください。他人に不正利用された場合の責任は一切負いかねます。また、適当と認められる場合は再発行をいたします。ただし、ポイントは失効となりますので、予めご了承ください。
- 2) ポイントカード紛失によるポイント失効について当社では責任は一切負いかねますので、あらかじめご了承ください。

<退会>

- 1) 退会は随時行えるものとし、当グループの定めた退会手続きを行ったうえ、カードをご返却頂きます。
- 2) 退会の手続きは会員様ご本人様からのご連絡に限らせていただきます。ただし、お亡くなりになられた場合はご家族もしくはご親族からのご連絡により退会をお受けいたします。
- 3) 会員に不正行為や迷惑行為があった場合は、会員を退会させる事ができるものとします。
- 4) 登録された内容に変更が生じた場合は必ずご連絡ください。本会員事務局からのメール等が未着となった場合、退会処理をさせていただくことがあります。
- 5) 24 ヶ月間ポイントの発生が認められない場合は退会処理をさせていただきます

<規約の変更・終了>

- 1) 本規約は、会員に予告なく変更、あるいは、一定の告知期間を設けたうえで終了する事がございます。予めご了承ください。

<会員制度の打ち切り・終了>

- 1) 当会員制度は事前にご案内を行ったうえで、会員制度継続の打ち切り・終了する場合があります。

<会員資格の取り消し>

会員として不適当と認められた時、または下記のいずれかに該当する場合は入会をお断りする事や、会員資格を取り消すことがあります。

- (ア) 虚偽の申告、登録をしたとき
- (イ) 連絡先が不明となったとき
- (ウ) ホテル利用代金支払いの遅延等、当社との信頼関係を損なう行為があったとき
- (エ) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定める各種暴力団組織に関与しているとき
- (オ) 前項に類する方、また前項に類する団体や組織に関与していると思われるとき
- (カ) 刑事事犯の前科前歴があり、会員として相応しくないと認められたとき
- (キ) 暴行、傷害、強要、脅迫、恐喝、詐欺およびこれらに類する行為のあるとき
- (ク) PARKS 会員として相応しくないと認められたとき